

## 2 計画の期間等

### (1) 計画の期間

本計画の期間は、従来の計画の目標年度を踏まえ、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）とします。

### (2) 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」および「地球温暖化対策推進法」で定めている6物質とします。

#### 【対象とする温室効果ガス】

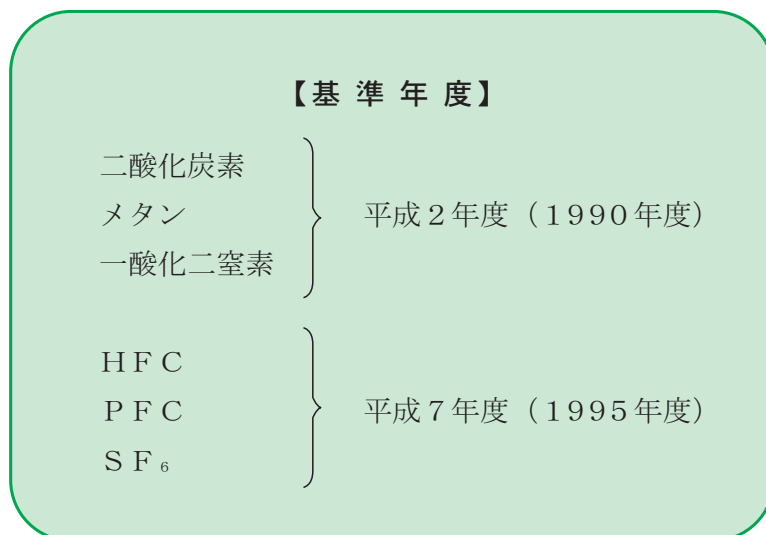
- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
  - その他のガス
    - ・メタン（CH<sub>4</sub>）
    - ・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
    - ・代替フロン類（HFC、PFC、SF<sub>6</sub>）
- \* HFC：ハイドロフルオロカーボン  
 \* PFC：パーフルオロカーボン  
 \* SF<sub>6</sub>：六ふつ化硫黄

#### 【各温室効果ガスの主な排出源】

温室効果ガス	主な排出源
二酸化炭素	エネルギーの消費 石灰石の消費 廃棄物（バイオマス起源を除く。）の焼却
メタン	エネルギーの消費、農業（稲作、家畜の腸内発酵、ふん尿）
一酸化二窒素	エネルギーの消費
HFC	カーエアコン・冷蔵庫の冷媒、スプレーの噴射剤
PFC	半導体のエッチング・洗浄（電子機器製造）
SF <sub>6</sub>	電気絶縁用ガス（変圧器等）、半導体の洗浄等

### (3) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、京都議定書の基準年（平成2年）を踏まえ、従来の計画と同様とします。



### 3 削減目標の設定

京都議定書目標達成計画で掲げている対策や県独自の取組みによる削減量を把握し、本県の実態を踏まえた実現可能な平成22年度（2010年度）における削減目標値を設定します。

また、温室効果ガスの削減を着実に進めるため、排出量の多い分野や増加の著しい分野における個別の目標値を設定します。